

ニューズレター第三号

ドイツ現代史研究会ニューズレター第3号（2005年7月）

内容

- ・ 現代史研究会（関東）とドイツ現代史研究会（関西）（井上茂子）
- ・ 動き出したドイツ政治（野田昌吾）
- ・ レジューメ送付のサービス開始について（事務局）
- ・ 会員の近著から（2005年4～6月）

現代史研究会（関東）とドイツ現代史研究会（関西）
井上茂子（上智大学教員）

【事務局注記】

本稿は、1996年度と97年度の2期、本研究会の事務局代表を務められた井上茂子氏が、「DAAD（ドイツ学術交流会）友の会」の会報である『Echo』第13号（1998年3月）に寄せられたエッセイである。井上氏は、1982年から84年までDAADの奨学生として、ミュンヘン大学に留学されていた。

執筆された時期が1997年秋ということから、本稿には、関係者の年齢や、本研究会の運営の仕方など、現在の実態に合致しない記述も見られる。しかしながらこのエッセイは、たいへんユニークな研究会の比較考察であるので、あえて原文に一切修正を加えず、本ニューズレターに再録することにした（太字も井上氏による）。井上氏のご提供に深謝する。

この夏横浜で、第20回「ドイツ現代史学会」が行われた。毎夏、ほぼ関東・関西と持ち回りで行われるこの全国大会を発足させ運営してきたのは、関東の現代史研究会（のドイツ史研究者たち）と関西のドイツ現代史研究会である（以下、関東の研究会、関西の研究会と略記）。現在では他の地域（たとえば九州）にもドイツ現代史研究会があり活動しているが、長い間日本のドイツ現代史研究をリードしてきたのは、この関東・関西の両研究会であったといっても過言ではなかろう。私は、院生・助手時代の10年間関東に住み、その

後 10 年間（この 3 月まで）関西の大学に勤めたので、双方の会員である。また最近、関東の機関誌『現代史研究』の編集委員（1992 年以降）と、関西の代表（96/97 年度）の役にもついたので、二つの研究会と深くつきあう機会に恵まれた。両研究会はよく似ているが相違点も多く、その差は双方の文化風土の違いを反映している。体験として非常に興味深かったので、この機を借りて両研究会を紹介してみたい。

[発足]

創業者世代の情報によると、現在の名称での第一回会合は関東の方が約 10 年古い（1）。1957 年 7 月に東京大学文学部西洋史の学生・院生ら十数名が集い、村瀬興雄氏を囲んで研究会を始めたのが関東の研究会の始まりという。初期の名簿のドイツ史関係者には、西川正雄・富永幸生・三宅正樹・吉田輝夫・木谷勤諸氏の名がみられ、数年たつとそれに栗原優・三宅立諸氏が加わった。一方、関西の研究会の始まりは、1968 年、関西に職を得ていた 30 代の若手研究者 7 名（木谷勤・中村幹雄・望田幸男・末川清・野田宣雄・山口定・栗原優諸氏）が脇圭平氏を囲んで始めたという。関東・関西ともに創立主力メンバーは同世代（現在 60 代～70 代の人たち）なので、関西の研究会の方が年齢層が高い状態で始まったことになる。関東の方の研究会は、当初から「現代史研究会」とドイツに限定しない姿勢を打ち出し、そのため会員数が多いが、創立の主力が大多数ドイツ史研究者であったためか、きわめてドイツ史の比重の高い研究会である。その傾向は現在でも続いており、現会員の約 3 分の 2 はドイツ史研究者である。その分、関西の研究会の方が小ぶりで集中的である。双方とも当初から月例会での研究発表を活動内容としてきた。

[発展と特色]

両研究会とも、ドイツ文化に特徴的な「組織化のうまさ」を反映して、ほぼ順調に発展してきた。双方とも、主力メンバーの研究内容に引き寄せられて人が集まってくるという形で徐々に拡大した。しかし、関西と関東ではかなり研究会の肌合いが違う。現在の規模は、関西が 134 人、関東が 261 人（うち 51 人は機関誌購読の通信会員）で、どちらも大研究会であることにはかわりがないのに、関西の方が *gemeinschaftlich* で、関東の方が *gesellschaftlich* である。これを少し説明してみよう。

小規模研究会の持つ親密さと集中度というメリットを保ちながら中規模・大規模の研究会へと脱皮していくのは難しいが、関西の研究会は「加入を呼びかけず、来る者は拒まず」の方針でこのプロセスを乗り切った。現在でもこの伝統はどことなく残っていて、大所帯になった今でも、きちんとした規約も総会もなく（代表と事務局の計 4 名は毎年交代）会費の滞納も厳しく追及されず、考えの違う人を排除する姿勢がない。良くも悪しくも「い

い加減」などところがある。研究報告の批判では関東の研究会より厳しい（と私は思う）が、関西弁の柔らかさのせいか、批判がもとで仲間割れをしたという詣を聞かない。関東から関西に転勤した某氏曰く、「関西は極右から極左まで集まって、分裂もせずに仲良く研究会をやってる」。誇張だが当たっている。会場は京都の白雲荘（立命館大学所有）という御所から徒歩 20 分の純和風建築である。わかるだろうか、家内工業的なのだ。

武家文化の関東ではこうはいかない。現代史研究会は大きな分裂はなかったが、今まで何度か亀裂が走っているらしく、政治的姿勢が異なると違和感が漂う（と私は感じる）。首都を抱える関東は、政治的姿勢の違いで分裂しやすい傾向があるのだろう。

研究会の制度化は関東の方が進んでいて、古くから『会報』や『通信』そして機関誌『現代史研究』を出してきた（現在では『現代史研究』に一本化されている）。1987 年から、それまで数年に 1 回しか出さなかった『現代史研究』の各年発行を実現し、会の運営は、月例会を組織する運営委員会（7 名、毎年交代）と雑誌発行を行う編集委員会（6 名、数年間担当）の二本立てである（これと別に会の代表がいる）。1990 年には日本学術会議・学術研究団体への登録申請も行った。規約も総会もきちんとあり、雑誌を発行するため会費の取り立ても厳しい。雑誌の定期刊行が確立すると入会希望も増え、会員は次第に全国に広がっている。関西が家内工業なら、関東は株式会社である。

他方、関西の研究会に機関誌はない。1970 年代から 80 年代にかけて（研究会の最盛期だと創立者が自負するころ）、会としてドイツ史関係の本の翻訳を刊行したが、その後出版活動はしていない(2)。切磋琢磨しあえる研究仲間を育てることこそ会の役割だと自己認識しているようである。会員の研究出版頻度をみると、関西の方が高いと思う。関西の人の方が「健筆」なのか、それとも雑用が少なく「暇」なのか、私には判断しかねる。

【現在の問題点】

双方の研究会はその特後のために、メリットもあればデメリットもある。関東の研究会の場合、ドイツ史中心主義を免れ、「世界史への視野」は開かれているが、会員同士が親密になるのに時間を要し、ドイツ史研究者の連絡が少しとりにくい。関西の場合、居心地よくドイツ史に集中して研究会活動をできるが、どうしても視野や発想が限定され、自分のテーマと異なる研究報告を聞くと、同じドイツ史なのに専門的すぎてよくわからないという珍現象が生じる。私が関西の代表をしていた時、事務局長の高橋秀寿氏とも相談して、他国史の人を報告者やコメンテーターに加えて例会を組んでみた。ドイツ史のみの狭さを打破し比較史的な視野を獲得したかったのだ。幸いなことにこの試みは成功して例会参加者は倍増し、高橋氏が呼びかけた 4 月のシンポジウム（於同志社大学）には 150 人もの参加者が出た。10 年間お世話になった関西の研究会へ、ささやかな恩返しができたと思う。

関東の例会はしばらくご無沙汰したので、まだ様子が完全につかめたわけではないが、問題点は私が関東を離れた10年前と大差ないと感じている。それは、ドイツ現代史研究会ではないと言いつつも、ドイツ史以外の報告の時には例会参加者が非常に少なくなる点に現れる。つまり自分の専門でないと無視する隠然とした蝸壺化が進行しているのである。

双方に共通する問題点もある。例会に出席していつも感じるのは、若い研究者（20代から30代前半の人）の積極的な発言が少ないことだ。若い人は大胆で良いと思うのだが、意見をぶつけ合って傷つくことを恐れる現代っ子の気風なのか、理解するのが精一杯で自分の意見を出すまで消化できてないせいなのか、それとも問題関心が異なるのか、妙におとなしいのだ。両方の研究会の創立者世代は20代から30代にかけて自由に意見を戦わせつつ自己の研究の方向性を確立してきたことと比べると、少し元気がなさすぎる気がする。しかし、構造的に考えると、ロウるさい年長者の層（私もここに含まれる）が厚いからそうなるのかもしれない。これは組織化に成功した研究会の持つ普遍的な悩みでもある。

注

- (1) 関東の事情は、西川正雄「現代史研究会四分の一世紀に因んで」『現代史研究』第31号（1984年）、関西の事情は、山口定「ドイツ現代史研究会」『ユスティツィア』第2号（1991年）と望田幸男氏への聞き取りを資料とした。
- (2) E. ノルテ『ファシズムの時代』全2巻、福村出版、1972年、H. U. ヴェーラー編『ドイツの歴史家』全5巻、未来社、1982-85年。

動き出したドイツ政治 野田昌吾（大阪市立大学教員）

今月7月1日、ドイツ連邦議会はシュレーダー首相（SPD）が提出した彼自身に対する信任動議を賛成151、反対296、棄権148で否決した。これを受けて、シュレーダー首相はただちに、基本法68条にもとづき、連邦大統領に連邦議会の解散の提案をおこなった。ケラー大統領（CDU）は、基本法の規定にしたがい、21日以内に議会の解散するか否かを決定する。解散となれば、9月18日に連邦議会選挙が実施されることになる。

周知のとおり、基本法はワイマールの悲劇を教訓として、議会に対する政府の優位を確保するために建設的不信任制度を定めるとともに、政府による恣意的な議会解散も厳しく制限した。そのため、連邦議会はその4年の任期の満了まで存続することが通例で、任期途中の解散・総選挙は戦後2度しかない。いずれも今回と同様、基本法68条による首相信

任動議の否決を受けた解散であった。

最初は 1972 年、ブランド首相 (SPD) の下で行われたものであった。当時、ブランド政権が推進する東方外交に反発した与党議員の野党への鞍替えにより、連邦議会の与野党の議席数は逆転するに至っていた。CDU/CSU が企図した建設的不信任こそ、CDU/CSU 議員 2 名の「裏切り」(うち 1 名はシュタージに買収された) により退けられたが、政府与党にとって手詰まり状況にあることは変わらず、ブランド首相が事態打開のため、議会解散の意図を持って信任動議を提出したのであった。このブランド首相への信任動議は、閣僚らが「当事者」との理由で採決に参加せず、野党の反対多数で否決され、議会は解散、総選挙では SPD が戦後初の第一党に躍進した。

2 度目は 1983 年、コール首相 (CDU) によるものである。コール首相は、前年の 82 年に 40 票以上の大差でもってシュミット首相 (SPD) に対する建設的不信任を成立させて政権に就いたのであるが、さらに自らの政権基盤を固めるため、「新政権は国民の審判を求めねばならない」との理由で、基本法 68 条を用いた議会解散に打って出たのであった。だがその際、圧倒的に与党が議会多数を握っていることから、信任動議否決のために、ほぼ全員の与党議員の棄権という手段を使わざるをえなかった。当然のことながら、こうした“トリック”の使用による解散は、基本法が本来制約しようとしていた政府による恣意的な議会解散にあたるのではないかと批判を引き起こすこととなり、この問題は憲法裁判所に持ち込まれた。結論的には、憲法裁は、4 対 3 の僅差ではあるものの連邦議会による信任案否決を認めたが、同時に、首相の議会解散権に明確な条件を付した。「首相が議会多数派の継続的信任に支えられた政治をもはや意味あるかたちで行いえないほど、連邦議会における政治的力関係が首相の行為能力を損ない、麻痺させ」るような場合にのみ、首相はこの手段を用いるとしたのである。

このように例外的にしかない、しかも憲法上厳しい制限下にある議会解散にシュレーダー首相を踏み切らせた政治危機とは何なのであろうか。第 2 期シュレーダー政権は「不転」の決意でもって、いわゆる「アジェンダ 2010」という社会経済改革路線を進めてきた。これに対し、野党の CDU/CSU や FDP は改革の基本的な方向性では一致しつつ、なおそれでは不十分であるとのスタンスを取り、党派的観点もあって多数を持つ連邦参議院で政府案に修正を迫るが、党勢復調の兆しが見えてこないなか、批判の声を強める SPD 左派の存在もあり、野党への完全な譲歩は不可能であった。シュレーダーの改革路線は完全な袋小路に陥っていく。

5 月 22 日、ノルトライン=ヴェストファーレン州議会選挙で SPD が大敗したことで、SPD 首脳は解散を決断する。連邦参議院でさらに野党が勢力を伸ばし、また、この敗北で党内左派による改革路線批判がいつそう強まることが確実となるなか、連邦議会の任期満了の

2006年9月まであと一年以上ものあいだ、そのまま政権を運営し続けることは到底不可能であるとの判断を下したのである。反対に、ここで総選挙に出れば、野党は準備不足であるし、与党の結束も図れる、野党に転落しても団結を確保できる——そのままレイトムダック状態に陥っていくよりも、シュレーダー首相＝ミュンテフェリンク SPD 党首は「前方への逃避」を選択したのであった。

しかし、彼らの計算どおりに事が運んでいるわけではない。CDU/CSUは逆にメルケルをいち早く首相候補に選出、団結を強めているし、逆に与党陣営では SPD 内で党指導部への不満が噴出、また同党と緑の党のあいだの不協和音も大きくなっている。さらに、シュレーダーらの「奇襲」は、元 SPD 党首ラフォンテーヌを看板とする左派新党と PDS との選挙連合の成立を急速に促し、この選挙連合は世論調査では二ケタに届く支持率を確保している。

他方、解散への道筋も平坦ではない。信任動議をめぐる連邦議会での討論でミュンテフェリンクが「SPD 議員の多くの棄権にもかかわらず、シュレーダー首相は SPD 会派の完全な信任を得ている」と発言したことなどもあって、1983年のときと同様に多数の与党議員の棄権という手法を用いての今回の信任案否決が、前述の憲法裁の判例に照らして問題ないかどうか専門家の間でも異論が出ており、現に緑の党と SPD の議員のなかには、大統領が議会を解散した場合、憲法裁への提訴を行なうと予告している者もいる。解散を認めれば確実に憲法裁へ提訴され、しかもそこで無効判断が出る確率も完全になくはないという状況で、大統領は厳しい判断を強いられることとなる。こうした状況を意識してか、CSU のシュトイバー党首は「大統領がもし解散しなければ、それはカタストローフだ」と解散承認への圧力をかけているが、ケーラー大統領はこれまで「CDU/CSU の党派的大統領」だと揶揄されてきただけに、解散総選挙を望んでいる「身内」の主張に簡単に「屈した」との印象をもたれることを回避する可能性もないではない。ともかく、大統領としては、基本法が議会の自己解散権を認めていない以上、基本的にすべての政党が解散総選挙を望んでいるからといって、基本法を“ご都合主義的”に無視することは簡単にはできない。解散が大統領もしくは憲法裁によって認められなければ、議会に自己解散権を認める基本法改正が行なわれるという話も出ているが、その場合、選挙は今秋9月には行えない。

ともあれ、すでに各党は選挙に向けて動き出している。大方の見方では政権交代が起きるのは確実である。世論調査で CDU/CSU は 50%近い支持率を得ているのに対し、SPD 支持率は 3 割を割り込んでいるからである。しかし、事態はそう簡単ではないかもしれない。今回の選挙ではなお以下のような大きな二つの流動的な要素が存在しているからである。第 1 に、CDU/CSU は SPD への失望の受け皿となって支持率を大きく高めたが、5%の壁を突破しうる現実的可能性を持った左派新党が登場したことによって、そうした SPD への失望票の少なくない部分は実際の投票では CDU/CSU に流れないかもしれないこと。第 2 に、

CDU/CSU が労働者権の縮小や消費増税の提起などを行っているのに対し、SPD が富裕者税や労働権の堅持、ハルツ法の手直しなど、より左派的な主張を打ち出すようになってきたことも、CDU/CSU の前回総選挙からの得票積み増しに一定のブレーキをかける要因としてはたらく可能性があること。いずれにせよ重要な一つのポイントは、これまで SPD に投票してきた層の棄権票の規模であろう。おそらく CDU/CSU の第一党は動かないであろうが、上記の要素次第では、CDU/CSU・FDP 連立では過半数に達しない事態もありうる。そうなれば、CDU/CSU が現時点では明確に否定している SPD との大連合の可能性もなくはないし、そのほかの連立の組み合わせも問題となってくるかもしれない。

選挙結果の予測はともかくとして、ここで強調しておきたい点は、シュレーダー首相周辺による解散・総選挙の「奇襲」によって、彼らの当初の意図を超えて、いわゆるブルジョア・ブロックと左翼ブロックの競合関係を規定する条件にも変化が生じ、その結果として、「改革政治」をめぐる構図にも何らかの変化が生まれる可能性が出てきたという点である。とくに注目したいのは、大きなポテンシャルを持った左派新党の登場とそのインパクトである。すでにその影響は、SPD の選挙綱領論議において「社会的公正」の問題があらためて大きく浮上してきている点に表われている。この間、「改革」以外に選択肢はないとする政治階級主流派を前に、改革の方向性自体を問い直そうとする声は政治論議の周辺部に追いやられてきたが、そうした構図にも何らかの変化が生じるかもしれない。いずれにせよ、今回の解散・総選挙は、その結果に関しては、さまざまな意味で「開かれている」のであって、その意味では、けっしてはじめから結果のわかったゲームではないのである。(7月5日記)

レジュメ送付のサービス開始について 事務局

ドイツ現代史研究会事務局では、2004 年度分以降の例会報告レジュメをお送りしています。ご希望の方は、事務局までメールでお申し込み下さい。なお、非会員の方は、

〒560-0043 豊中市待兼山 1-31

大阪大学大学院国際公共政策研究科・木戸衛一研究室気付

ドイツ現代史研究会事務局

宛に切手 120 円分をお送り下さい。

会員の近著から（2005年4～6月）

- Kido, Eiichi, Nach der Tragödie die Farce? Japans Versuche, alte imperialistische Ziele unter den Rahmenbedingungen einer US-Vormundschaft zu verwirklichen, in: *Wissenschaft und Frieden*, Dossier Nr. 49 (April 2005)
- 木戸衛一「書評：近藤潤三『統一ドイツの政治的展開』『歴史学研究』第 801 号（2005 年 5 月）
- 末川清「ある歴史記念館のこと」『洛味』第 633 集（2005 年 6 月）
- 野田昌吾「書評：安野正明著『戦後ドイツ社会民主党研究序説——組織改革とゴードスベルク綱領への道』『西洋史学』第 216 号（2005 年 3 月）
- Takenaka, Toru, Wagner-Boom in Meiji-Japan, in: *Archiv fuer Musikwissenschaft*, Jg. 62, H. 1 (April 2005)
- 若尾祐司・栖原彌生・垂水節子編『革命と性文化』山川出版社（2005 年 5 月）
- 若尾祐司・井上茂子編著『近代ドイツの歴史 18 世紀から現代まで』ミネルヴァ書房（2005 年 5 月）